

# 指定介護老人福祉施設

## 重要事項説明書

特別養護老人ホーム 香久山インパレス

1 事業所 名 称 特別養護老人ホーム 香久山インパレス  
所在地 奈良県橿原市戒外町7番地

### 2 事業の目的

社会福祉法人松福会が開設する介護老人福祉施設特別養護老人ホーム香久山インパレスの事業の運営及び利用について必要な事項を定め、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

### 3 運営方針

利用者が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その有する能力に応じて、入浴・排泄・食事の介護等、適切な介護サービスを提供するものとする。

### 4 職員の職種・職務内容 ※併設する指定（介護予防）短期入所生活介護事業を含む

#### （1）管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所に勤務する職員の管理及び指定介護老人福祉施設の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない。

#### （2）医師 1名（嘱託医）

医師は、利用者の医学的健康管理及び診察等の処置を行う。

#### （3）生活相談員 1名以上（常勤）

生活相談員は、介護老人福祉施設申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等、適切なサービスが提供されるよう、必要な役割を果たす。

(4) 介護職員 31名以上

利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止のため、認知症の状況等利用者的心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な介護を行う。

(5) 看護職員 3名以上

利用者の健康状態を的確に把握し、健康保持のため、適切な看護等の処置を行う。

(6) 介護支援専門員 1名以上（常勤）

介護支援専門員は、入所者等の相談に応じ、介護サービス計画を作成し、他機関との連絡調整を行う。

(7) 栄養士 1名以上（常勤）

利用者の栄養並びに身体の状況、嗜好を考慮し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資するための献立作成及び給食の指導業務を行う。

(8) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行う。

(9) 調理員（業務委託）

利用者の食生活の維持向上を図るための給食調理全般の業務。

(10) 事務員

必要な業務を行う。

(10) 医師・看護師等の医療に関する免許を有しない者

厚生労働省の通知により、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について、行うことが可能な行為を別紙2（契約書参照）に定め、それを実施することができるものとする。

**5 利用定員 80名**

**6 営業日及び営業時間**

営業日 365日

営業時間 24時間

**7 業務内容**

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 介護サービス

(3) 入浴サービス

(4) 給食サービス

(5) 機能訓練

(6) 健康管理

(7) 相談援助

## 9 利用料金の支払い方法

1ヶ月分の利用料は、毎月末締めとし、翌月15日に銀行自動引き落しにて徴収させていただきます。但し、土曜日・日曜日・祝祭日にあたるときは、銀行の翌営業日となります。

## 10 守秘義務及び個人情報の保護

(1) 事業者及び職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1（契約書参照）のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- 一、 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 二、 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
- 三、 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四、 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- 五、 生命・身体の保護のため必要な場合  
(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

(2) 前項に掲げる事項は、契約終了後も同様の取扱いとします。

## 11 緊急又は事故発生時の対応

事業者は、緊急又は事故発生時に利用者に対し、速やかに医療従事者と連携し、適切な医療処置を行うと共に、家族への報告等必要な措置を講じます。

## 12 非常災害時における対策

- (1) 施設サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、職員は、入所者の避難等適切な措置を講ずる。又管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- (2) 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

## 13 苦情申立の制度

提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要措置を講じます。

<受付窓口>

特別養護老人ホーム 香久山インパレス

電話番号 0744-29-5001

時 間 午前8時30分～午後5時30分

担当 大元 佳孝

奈良県国民健康保険団体連合会

住 所 檜原市大久保町302番地1 (奈良県市町村会館内)

電話番号 0120-21-6899

時 間 午前9時00分～午後5時00分 (但し、土・日曜・祭日除く)

橿原市介護保険課

住 所 檜原市内膳町1丁目1番60号 (橿原市役所分庁舎2階)

電話番号 0744-22-8108

時 間 午前8時30分～午後5時15分 (但し、土・日曜・祭日除く)

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項の説明を行いました。

〈事業者〉 住 所 奈良県橿原市戒外町7番地

社会福祉法人 松福会

事業所名 介護老人福祉施設

香久山インパレス

説明者氏名

(印)

私は、事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意し、確認いたしましたので署名いたします。

〈利用者〉 住 所

氏 名

(印)

〈代理人〉 住 所

氏 名

(印)

(利用者との関係 )